Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年4月8日 港湾局 海岸・防災課 危機管理室

港湾の事業継続計画策定ガイドライン 【感染症編】 ~港湾における感染症 BCP ガイドライン~ ver1.0 の策定について

我が国の港湾は、貿易量の 99.6%を取り扱う海上物流ネットワークの拠点として、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況下においても、港湾物流機能を維持することが重要です。しかしながら、感染症の拡大により、港湾において、船舶の長期停留、船舶利用への支障、荷役への影響等が懸念されています。

こうした状況に対応するため、国土交通省においては、昨年10月より、既存の港湾BCPの中に感染症に対応したBCPを追加していくことなどを目的として、医療関係も含む有識者、関係団体、関係行政機関から構成される「港湾における感染症BCP検討委員会」を開催し、貨物船やフェリー等を対象とした港湾物流機能の維持に関し、議論を重ねて参りました。

今般、同委員会による検討を踏まえ、「港湾の事業継続計画策定ガイドライン【感染症編】~港湾における感染症 BCP ガイドライン~ver1.0」を取りまとめましたので別添のとおり公表いたします。

今後は、同ガイドラインを踏まえ、全国の港湾管理者において、感染症にも対応した 港湾 BCP の充実を進めていくとともに、同 BCP の実行性が高まるよう様々な取り組みを 進めて参ります。

【別添】

- 港湾における感染症 BCP ガイドライン Ver1.0 の概要について
- ※同ガイドラインについては下記のウェブサイトをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr7_000093.html

以上

【問合せ先】

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 危機管理室

代表:03-5253-8111(内線 46282、46283)電話:03-5253-8070(直通) FAX:03-5253-1654

東平 <u>higashihira-n2qq@mlit.go.jp</u> 大亀 <u>ookame-y86s3@mlit.go.jp</u>

港湾における感染症BCPガイドラインVer1.0の概要

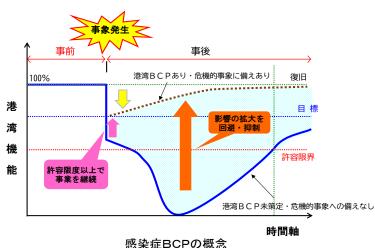


○新型コロナウイルス感染症に対し、**港湾管理者等が、港湾機能継続のための感染症対策指針(感染症BCP)を策定する際の参考と**なる感染症BCPガイドラインVer1.0をとりまとめ。今後、実績や知見を積み重ね、内容を見直し。

○参考資料として、新型コロナウイルス感染症の疑いのある船員が乗船する船舶に対しての対応事例集等も掲載。

感染症BCPの基本的な考え方

○感染症の発生・拡大により港湾機能継続が困難と なることを回避、影響を軽減することを目的。



⑤ 小 康

- 〇新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を対象
- ○「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づく流行段階毎にリスク、対応策を検討。 (流行段階)
 - ①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期 ④国内感染期 ⑤小康期
- ○港湾機能継続に影響を与えるケースとして、以下(a)(b)を想定。

(a)感染症の船員等が乗船する船舶の入港時

人々の日常生活や社会経済活動に及ぼす影響を最小とすることを目的とする ・物流の観点:国内外の貨物船(コンテナ・ドライバルク・タンカー・自動車船・

- RORO船等)、フェリー、貨客船
- ・旅客の観点:国内外のフェリー、貨客船、定期旅客船
- ※<u>クルーズ船については感染症の流行に伴い運航停止などの措置が取ら</u>れることに鑑み、対象とはしない。
- (b)感染症が懸念される中での災害対応時

実施体制等

見直し

- ○水際・防災対策連絡 会議等を活用し、平常 時より連絡体制を構 築、情報共有
- ○関係機関が連携し、 感染症訓練に積極的 参加、訓練後は必要 に応じ感染症BCPを

各	流行段階毎の港湾管理者等の主な対応 (a)船舶入港時			(6)《宝社内吐		
		貨物船等	フ.	ェリ一等	· (b)災害対応時	
	① 未発生期	教育・訓練、感染対策用品の整備、他指針・ガイドライン等の周知徹底・充実強化 等の平常時の備え				
、 	②海外発生期	外航貨物船に係る指針等に基		の徹底	感染対策、Web会議の実施	
	③国内発生早期	<mark>く対策の徹底</mark> (初動の情報共有 検疫の実施場所の調整等) 	上記に加え、国	内ターミナルにおけ ィ等 水際対策の徹底	上記に加え、被災地での屋内 支援活動の短縮、オンライン でのリエゾン対応	
	4国内感染期	上記対応をふまえ、対策を強化 船舶の代替港・施設での受入。	上記の他、国際 た 情報収集、関係	※旅客航路再開に係る※者調整		

期|対策の実施結果をふまえた感染症BCP、他指針・ガイドライン等の見直し、充実